

平成30年3月12日 招集  
北九州市西部農業委員会第10回総会議事録

1 会議の日時

平成30年3月12日 14時45分から  
平成30年3月12日 16時15分まで

2 会議の場所

折尾出張所2階会議室

3 会議の出席委員（20名）

◆農業委員（12名）

1番	倉成 保彦	3番	大庭 喜重	4番	久野 善隆	6番	木原 幹雄
8番	山田 泉	9番	田中 義一	11番	久保田 晴彦	12番	福田 甚裕
13番	梅崎 正和	14番	深町 秀	15番	松尾 喜平次	19番	吉武 淳一

◆農地利用最適化推進委員（8名）

2番	浦邊 愛二	5番	平山 吉昭	7番	小田 建治	10番	秋山 誠
17番	安田 和彦	20番	松浦 正伸	21番	宮野 誠司	22番	本田 春夫

4 会議の欠席委員（2名）

◆農業委員（2名）

16番	松岡 勝信	18番	栗山 重隆
-----	-------	-----	-------

5 会議の出席職員

次 長 石丸 校寛 農地担当係長 島崎 尚  
主 任 菊池 一政 主 任 三原 晴樹

6 会議の議案

(1) 農地法関係

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について  
報告第34号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報告第36号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について  
報告第37号 農地改良届について

(2) 一般議案関係

議案第23号 北九州市西部農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について  
議案第24号 平成30年度事業計画について

(3) その他

- ・平成29年度下期農地パトロール調査結果について
- ・農業者年金加入推進について
- ・農業委員活動記録簿について
- ・第10回北九州市西部地域農業振興大会の開催について  
(平成30年3月13日(火)10時～12時、北九州ハイツ大会議室)

7 議事 会長(久野 善隆)が議長となり開会を宣言 14時45分

事務局次長	<p>それでは、ただ今から総会を始めさせていただきたいと思います。定刻14時半を予定しておりましたが、調査会で面接等がございましたので、15分ほど遅れてしまいました。ご迷惑をおかけします。それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。調査会で新規就農の件が2件ございまして、個人ではなく、法人の新規就農だったということもありまして、質問等に時間を取られました。総会の開始が遅れましたことについて、深くお詫びを申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、第10回の総会を始めさせていただきます。議事の進行については、着席を以って進行させていただきます。</p>
議長	<p>まず、出席委員の確認をいたします。本日の出席委員は20名です。欠席の委員は16番の松岡委員、18番の栗山委員の2名です。過半数の出席がありますので、ただいまより会議を始めます。</p>
議長	<p>次に、総会議事録の署名委員の指名をいたします。今回の署名委員は、11番の久保田委員、12番の福田委員にお願いをいたします。</p>
議長	<p>まず初めに、1頁の議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は委員会許可事案4件でございます。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
	<p>(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)</p>
議長	<p>はい。事務局の説明が終わりました。この件について、先の第二調査委員会で事前に</p>

	<p>審査をしております。その意見を、倉成調査長より報告をお願いいたします。</p>
倉成調査長	<p>はい。それでは報告いたします。3条許可申請が4件でございます。何れも調査書ではご覧のとおり、要件を満たしております。</p> <p>まず、議案第22-1号について、申請地は、譲受人がキャベツ栽培を行っている不整形な自作農地を整形するために購入したものであります。特に問題はなく、委員会では許可相当であるという結論になりました。</p> <p>続いて、議案第22-2号について、申請地は、今後譲受人がキャベツ栽培を行う計画であるため、特に問題はなく、委員会では許可相当であるという結論に達しました。</p> <p>続きまして、議案第22-3号について、申請地は、譲受人が今後も耕作を続ける計画であるため、特に問題はなく、委員会では許可相当であるという結論でございます。</p> <p>続きまして、議案第22-4号について、申請地は、譲受人が今後も耕作を続ける計画であるため、特に問題はなく、委員会では許可相当という結論でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>はい。調査長の報告が終わりました。それでは、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ご質問が無いようですが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>はい。それでは異議は無いようですので、議案第22号につきましては、原案通り承認することにいたしたいと思っております。</p>

議 長	ご審議有り難うございました。これで、議案の審議を終わります。
議 長	引き続き、報告事項に入ります。まず、3頁の報告第34号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議 長	はい。引き続き、4頁から10頁までの報告第35号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、説明をお願いします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議 長	はい。引き続き、11頁から12頁までの報告第36号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議 長	はい、引き続き、13頁の報告第37号、農地改良届について、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議 長	はい。以上、事務局から報告事項についての説明がありました。これについて、皆さ

	んから何かご質問があれば、承りたいと思います。
議 長	報告事項について、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	はい。それでは報告事項についてはご質問が無いということで、ご審議を有り難うございました。これで農地法関係の議案審議を終わります。
議 長	それでは、一般議案等に移ります。1頁の議案第23号、北九州市西部農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局次長	<p>次長の石丸と申します。座って説明させていただきます。まず、資料の確認をお願いいたします。第10回総会一般議案書と、その下に置いてあります別紙で、真ん中に太い文字で「目標達成のための経営指標(案)」と書いたものです。その2つをご覧ください。</p> <p>一般議案書のほうをめくっていただいて、目次のところ、議案第23号、北九州市西部農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、これについては私から説明させていただきます。議案第24号の平成30年度事業計画については、三原から説明させていただきます。</p> <p>それでは議案書の1頁をご覧ください。北九州市西部農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、次のとおり決定したいので、承認を求め、ということで、議案をあげております。</p> <p>もう1頁めくっていただきまして、2頁をご覧ください。これが、北九州市西部農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の案でございます。まず、基本的な</p>



しております。6番目は、守るべき農地を明確にするため、非農地判断の適用の検討、これは検討ということ、今後必要が出てくるのではないかとということで挙げております。

その次、2番目が担い手の農地集積についてでございます。これは、市の農林水産業振興計画の中でも取組みとして挙げております。それを参考にしております。4頁の(2)担い手への農地利用集積目標ということで、表がございます。農業委員会としまして、真ん中の集積面積ですが、現状の294ヘクタールを増やして行こうという計画でございます。市の振興計画につきましても、3年後には335ヘクタールということで、大きく増やしていくような計画になっております。次の(3)担い手への農地の集積へ向けた具体的な取組みということで、あのところでアンダーラインを引いたところでありますけれど、「具体的には、JA支店単位で開催される農事組合長会議に農業委員会からの話題の有無に関わらず農業委員・農地利用最適化推進委員は参加します。」とあります。これにつきましても、既に皆さま方、積極的に参加していただいていることと思っております。これを、この先も継続していくことをお願いしたいと思っております。「更に、西部に1箇所、担い手への農地集積を進めるための協議の場の設置に向けて関係機関と協議します。」とありますが、これは、農協等の関係機関で組織でありますので、そういった中でも検討、協議を進めていきたいということでございます。

3番が新規参入の促進についてということで、目標設定の考え方についてですが、5頁ですが、その目標を達成するため、新たに農業経営を営もうとする営体が目標とすべき農業経営指標を、1番が施設野菜と露地野菜、2番が施設野菜の2つのパターンを示して、新参入者が営体として定着出来るように支援します、ということとしてしております。目標値を定めているところでございます。その目標を達成するためには具体的な指標が無いといけないというご意見をいただきまして、別紙のほうで、最初に申し上げました「目標達成のための経営指標(案)」というもののの中で、パターンを施設野菜と露地野菜のケース、施設野菜のケースということで、2つのパターンを具体的に示してあります。トマトと直売用野菜の組合せといったことで、具体的に解かりやすいような経営指標の案ということで付けさせていただいております。

最後の、5頁の4番ですけれども、親元就農の実態調査について、これも西部の新し



	<p>い取組み、独自の取組みということをございます。「外部からの新規参入のほか、親元就農による担い手の確保についてもたいへん重要な課題であると考えています。このため、管内の親元就農の実態調査を実施し、現状や課題を整理し、政策課題として提言したいと考えます。」ということで、西部農業委員会の独自の取組みとして、今後やっていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上が、北九州市西部農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてでございます。私からは以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。事務局の説明が終わりました。皆さんから、これについて何かご質問はございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>これは、本年から農業委員会法の改正によって、西部農業委員会でも農業委員と農地集約、遊休農地の解消、農地中間管理機構の利用、そういったものをやってきたわけですが、これを法の規定どおりに担当区域に分けると、エリアが倍以上の広さになるといことで、最適化推進委員さんも農業委員さんも、議案審議、それから農地集約、非農地関係、そういったものを一緒にやっていきましようということ、西部ではそういうふうになっておりまして、これは実際に非常に功を奏していると思います。</p> <p>いま、遊休農地の解消について若松の有毛地区が挙げられていましたが、これも3、4年前くらいから地元協議して参りまして、農協と農業委員、市の農林水産部等が当時からもずっと協議して参りまして、要件は、地元の地権者が、相続やそういったことでも地元に住まないことなどから、なかなか話し合いの場を持ってないということがございまして。そういったことをクリアしていく状況に国の法律も変わっていつにならぬのであります。子供さんや奥さん等の第1権利者の了解を得られれば良いということになります。若松などはその良い例だと思います。そういったものが、今度の法改正によってスムーズに動くというこも考えられ、その効果によって問題の解消が図</p>

られ、地元の方たちによる遊休農地の解消も進んでいくのではないかという目途もついています。

それから、今まで西部地区では水稲関係の耕作放棄地、これが多かったのですが、これも私が年頭の挨拶で申し上げましたが、そういうものを多くするといより、こともかく確実なものを1つでも2つでもやっっていく、2件くらいやってみようというこ  
とで、若松地区はそういうことで目途がつきそうです。

八幡地区においては水田関係の耕作放棄地が5件ほどございましたが、地元の元農業  
委員さんが積極的に動いておられますし、農地利用最適化推進委員の浦邊委員にも働  
きかけていただいています。いま荒れているものですが、テレビや何やらとゴミ  
をどンドン捨てていっている場所があるのですが、それも事務局と相談しまして、環  
境局にも何とか無理をお願いして前に進みつつあります。これも現実的に、草刈りは地  
元の方たちに全員自分の負担でやっていただく、それから、そこに捨てた物は農地  
の所有者だけの責任ではない、地域の責任だからということになりまして、そのゴミの片付けで、  
地域全体で片付けをしましよということになりました。そのゴミの片付けで、  
地元で処理出来ないものは何とかないかというここと、島崎係長が早速動いて、下  
さり、そして関係部署と話していただいております。ただ、こもにおられる委員さんが、地元の  
目途は早くもついたなと思っております。ただ、こもにおられる委員さんが、地元の  
の関係で他にも色々問題があれば、そういうこともどんどん申し出て、やっ  
ていただきたいと思います。

そういったところで、この中の遊休農地の解消で、農地中間管理機構、これはもう皆  
さんに前から申し上げていることですが、地元の遊休農地について利用権の設定等  
集約されているようなものについては、それをバラしてどうこうするといようなこ  
とは、私自身としてはそういったことはするべきではなく、そのままの良の  
いかと思っております。認定農業者の方や担い手の方、預けている方たちの  
意見も、ほとんどの方は今の形が一番良いのだということでもあります。

問題なのは、相続等で例えば東京の方が農地を引き継いだ場合に、地元の農家のこ  
とを知らないわけです。そういう方が農地を荒れたままに放置しているような場  
合、そういう場合は、中間管理機構という国の組織が最近出来たのでそこに預けま  
せん

	<p>か、賃貸などにして、解消したいときにはそれも十分出来ますよと、そういった説明が出来ます。こういったケースで農地中間管理機構を利用すると、全然地元を知らない方が相続していたとしても、解消しやすいと思います。そういった関係で何件か、倉成副会長が実際にやったような事例を私も承知しています。また、先ほど申し上げた法改正の関係もあり、相続によって承諾が得られないというものも解消しやすくなっています。これと中間管理機構を使えば、地元のことを知らないような人に対しても信頼性が増すのではないかと思います。中間管理機構は上手に利用させていただいて、補助金の関係もありますので、上手く適用出来るような制度があれば、中間管理機構を通していくというのも良いのではないかと思います。この後の事業計画の中にも少し出ている話でもありますが、そういったことで進めていかれても良いのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>この最適化推進の指針について、何かご質問があればお受けしたいと思います。</p>
12番 福田委員	<p>いま、新規参入で2経営体というふうに挙げられていますが、経営面積というのは、やはり若松と八幡では違うのですか。</p>
事務局次長	<p>はい。</p>
12番 福田委員	<p>若松であれば5反、八幡であれば3反ですよね。単純に考えるとここに書かれている経営指標の面積は小さい数値が書かれています。経営規模が30アールとか20アールとかですね。例えば、若松でやるとすれば50アール必要だという、その基準は変わらないのですか。</p>
事務局次長	<p>はい。勿論そうです。</p>

1 2 番 福田委員	これは、あくまでも例として書いたものということですね。そうすると、最低でもその地区の下限面積を確保しないと新規就農も出来ないということですね。
事務局次長	はい。
1 2 番 福田委員	はい、分かりました。
議 長	他に何かご質問はございませんか。
大庭副会長	エリアを限って遊休農地の予防に取り組むということで、有毛新屋敷、外小竹、初草が挙げられています。これをやるのであれば、まずその地区の農地台帳を整備して、そしていつから取り掛かるのか、そういったことを整理する必要があると思います。ただ書類上だけで終わらせるのではなく、具体的に進めて行くためには、ともかく先に農地台帳を作る必要があります。それから委員が地区を回って地主さんと話し合い、そして整備が出来るかどうか、管理を人に頼まなければならないのかどうか、貸し借りする場合にはどうすれば良いのか、そういった聴き取り調査をしなければならぬと思います。そういった関係について、ある程度日にちを決めて、なるべく早く取り掛かるべきではないでしょうか。この地区に限った農地台帳の整備を行って、委員が動くための態勢作りを進める必要があると思います。
事務局次長	いま大庭副会長が言われたとおりのことを、これは全体の計画を皆さんに承認していただくもので、それを実現するための具体的な実行計画、そういったレベルでの計画というものを、まさに副会長がいま言われましたように、いつ誰がどのようにやっていくのかということ、出来るだけ早く整備して、皆さんに実際にやっていただけるようにしたいなと思っております。

大庭副会長	なるべく早い段階で、土地の所有者は大体分かりますよね。
農地担当係長	農地台帳上の所有者の名前等は毎年更新されていますので、1年のタイムラグはありますが、大体最新情報だと思っていただいてもよろしいかと思えます。面積等についても同様です。
大庭副会長	出来たら遊休農地などの台帳を整備したのもも頂いて、ある程度は地域に行ってから聴き取り質問をしても良いかもしれませんね。その農事組合か支部の何人かで聴き取り質問をして、どういった形で進めていったら良いのかを、何かで具体的な形として残さなければならぬと思います。もしそれが早く出来るのであれば、早めに頂きたいのですが。
農地担当係長	データとしてはコンピューターの中に情報が入っていますので、それをどういう形でお渡しするかですね。
大庭副会長	出来れば図面上で、この土地は誰、これは誰というのが分かればですね。それで、有毛新屋敷等の3地区にどれだけの遊休農地があるのかを、委員の皆さんは把握しておく必要があると思います。何筆あるのかをですね。
農地担当係長	若松では、実際の遊休農地として挙げているものはございません。あとは現地調査でそれを把握していただく必要がございます。そのための情報をどういう形で提供出来るかということ、現在検討中です。
大庭副会長	どこかで何らかの対応を取っていかなければなりません。それを農業委員会全体であ

	る程度把握しておく必要があると思います。
農地担当係長	現地の形、どこの土地ということと、データの中に入っている数字などの結び付けを、どういった形でご提供出来るかということ、検討しているところではございます。
大庭副会長	<p>いま受託者部会の関係でも、なるべく地区を限って遊休農地を出さないようにしようということで動いています。ただ、有毛新屋敷、外小竹、初草については、面積的に狭いところばかりです。殆ど対応が出来ないところで、そういったときに、農協が市民農園で農地の貸出しをしています。出来たら農協関係の法人が借り切るなどして、それを市民農園として貸し出すといったことをすれば、5反ではなく、5畝でも3畝でも良いということになります。やり方を考えて、例えば新規就農者に5反を揃えてやってくれというのは難しいでしょうが、このような条件が悪くて面積も小さいようなところは、条件に合わせた形の中で何とかやっていかなければならないと思います。</p> <p>まずは、具体的に遊休農地がどれだけあるのか、そしてその土地は誰のものなのか、その上で地権者と話して、農業委員会として整理しやすいところなどから取り掛かる。何か具体的な形を残していく必要があると思います。</p>
議長	はい。これは提案ということによろしいですね。
11番 久保田委員	よろしいですか。
議長	はい、どうぞ。
11番	私の担当地区もこの中に入っているのですが、こういう対策については、やっぱり各

久保田委員	農家に、農業委員会でこういった対策を進めているということ、農事組合の会議等で話を通しておくほうが良いと思うのですが。
大庭副会長	そうですね。ただ通す前に、台帳を整備してもらおうと思っています。その上でないと、相手に話がし難いと思います。
議長	<p>これは、八幡でも、例えば自分のところは香月ですが、畑地区の山奥とかになると、登記簿謄本をよく調べたら農地だけど、実際には山林化しているという場所があります。そういったところをどうするかというと、これはもう整理して、全部非農地にしたらどうかと思います。地元、荒れたところを全部報告して下さいとお願いしても、地元の方がもう分からないわけです。山と思っていたところが畑であったりとかですね。そういったところがありますので、行政のほうである程度調べて非農地とするのか、行政のほうで調べるといっても境界もハッキリしない、国調も終わっていないから分からないわけです。地元のほうで元農地だったということが分かっている、それが山林化していますよ、といった情報があれば、寧ろそれは教えていただきたいと思っています。</p> <p>それと若松で調査を進めるわけですが、私が訊いたところ、遊休農地は1件も無いとのことでした。いっぱいある筈だと申し上げましたが、やっぱり地元の委員さんで、これはもう、どうしようもないと思っている場所があれば、分かっている範囲で耕作放棄地としてチェックしてもらって、それに意見を添えてもらえば良いのではないかと思います。これはどうしようもないから、山林なら山林で、もう農地から外したほうが良いですという意見を添えてもらえば、まだ処理はしやすいと思います。それを事務局で確認して、これは非農地化で処理しましょうということであれば、そうやって進めていくほうが、色々調べても、耕作放棄地は何度行っても所有者も分からないということも多いですから、そちらのほうが良いのではないかと考えております。</p> <p>それから、是非、若松も八幡も、そういった耕作放棄地は自分で判断するのではなく、元農地であることが判っていれば、今年も調査がありますので、そのときに全部挙げて下さい。その上で解消したいと思っています。この前の有毛のように、一段落した後</p>

農地改良をやってもらおうというようなどころであれば分かります。その全体を線で区切って相談もされていましてから、それについては方針がハッキリ分かっています。普通の年に1度の調査のときに、そのようにやっていただければ、事務局としても進めやすいと思います。

また、大庭副会長から、地図上で地権者などが分かるようにして欲しいとの話がありました。僕もそれを事務局に相談しています。そして、いまそれを全体的にやると時間がかかりますので、2ヶ所地域をピックアップして、地図上に地権者、耕作者、地目、農地面積、市街化区域か調整区域か、農用地か否か、それらがはっきり分かるように整理して下さいとお願いしていますが、それはもう取り掛かっています。来月あたりと申し上げておりましたが、色々とバタバタしていますので、なるべく早く作ってくださるようお願いしております。盆過ぎにはある程度、1枚紙で対応出来るようなものが出るのではないかと考えております。

何枚も持って、こちらは地目や所有者の一覧表、こちらは地図ということになると、これからこれを調べていかなければならないというやり方で、誰にとってもやり難いものになります。大庭副会長が言われるように、1枚の地図にそれらが落とすためのうにしておられます。それで耕作放棄地があるところを作っていただいています。それが解消出来た段階で、こういった地図を使ってこういう風に解消しましたというのを皆さんにお見せして、そしてそれを今度は、各委員さんが自分のところでも利用したいということであれば事務局に相談していただいで、そういうものを整備していきたいと思えます。

これは耕作放棄地の解消だけではなく、新規就農の方や、地元の農地の集約とかについても、そういったものについても動き易くなりますから、そういった整備を事務局のほうですして下さいと、ともかく事務局は人数が少ないものですから、色々書類を作らないといけない、何を作らないといけないということ、もう少し手を増やしてもらおう、予算要望の中でもお願いしていかなければならないと思えます。

大庭副会長

出来れば、若松でも初草など3地区が挙げられていますので、事務局と一緒に回っても良いのかなと思えます。分からないときには、委員も地元の地区から出ていますし、



	相談してなるべく早く名前が入った農地台帳を作りましょう。
事務局次長	久野会長から言われている地図の件ですが、関係課と調整中です。ようやく一段階進んだところなので、出来るだけ早く、本当はいま言われたような、目を見て地番が分かって、誰の土地か、誰が作っているのか、誰のものなのか分かるものがあれば、1ランクも2ランクも話が進むのではないかと思います。
議長	まず、とにかくお願いしている1ヶ所を作ってください。皆さんにこのようにして地図を作りましたと、お見せするのが1番解かり易いです。これなら地図を使おうかという判断がつくと思います。
7番 小田委員	よろしいでしょうか。
議長	はい、どうぞ。
7番 小田委員	調整区域とか何とかは対象にしても構わないんです。あくまでも市街化区域なんです。いま会長が言われるように、畑地区の山の奥とか何とか言われますが、若松の山の奥については無い無いと言われますが、実際には物凄くあります。そういうものを開拓した場合に、獣の被害をどうしてくれるという問題があります。獣の被害で手が付けられずにほったらかしている農地もたくさんあります。全滅しているところもあるわけですよ。そういったところをどのようにするのか考えてもらわないと。隠れてしまっている小さいところが自然消滅してしまうということもあります。農事組合長と委員がそこで揉めてしまうかもしれないし、そのあたりのパイプを繋いでもらわないと大事になりますよ。
大庭副会長	いよいよ条件の悪いところは非農地証明を出すとかいうことでも良いと思います。あ

	る程度の線引きはどこかでしていけないでしょうね。
7番 小田委員	そういうところは地目を変更して山林なんかにしてもらわないと。
大庭副会長	まずは名前の入った農地台帳を完全に整備しないことには動き難いでしょうね。
議長	逆に、年1回、各委員さんは担当地区を決めて調査を行います。農業委員さんも最適化推進委員さんも、みんな地区を持ってやっていますので、自分の地区だけ、ともかく分かっているものを出して下さい。出していない範囲内でも、山奥は事務局に調べてもらって、この一帯はもう山林です、といったことである程度線引きしてもらって良いと思います。それから、そういった問題が出てくるということは、地元の人は畑だったり田圃だったりしたところが荒れているよと、そういったことは、大体は地元の方であれば分かると思います。ですから逆に、そういったことを事務局側に示していただいたら、事務局も動きやすいと思います。事務局もこれだけの広い土地を全部詳細に調べるとしたら、皆さんのように地元の者でもないわけですから、隅々までは分からないと思います。ですから事務局のほうに出してあげたほうが良いと思います。そしたら逆に、それを調べに動くほうが事務局としては楽ですよ。
大庭副会長	取り敢えず、エリアを限定してやることですね。どこもかしこもとなると大変です。
7番 小田委員	3月に農政事務所に土地の改廃などの情報が全部出ますよね。それに全部出ているのだから、それを農業委員会に上げてくれれば全部分かるのではないですか。
議長	そういったものを地元から挙げてください。

7 番 小田委員	もう挙がっているのですよ。だから、それを今度は逆に、農協なら農協、農事組合長会議の中に落としていって、そこから、どういう状況なのかをすくい上げてこないと、農業委員会のほうで。事務局ではちょっと把握出来ないと思います。担当地域の委員であれば分かることですが。
議 長	耕作放棄地のことを委員さんがそれまで知り尽くしていなかったとしても、委員さん全員に農事組合長会議には出席して下さるようお願いしていますので、その場で、地元の方に、判らないところだけ「このあたりの農地はどうなっていますか」と訊いてもらえれば良いと思います。
7 番 小田委員	農事組合長会議の中で、委員さんが横の席にズラッと座っていると、何で農業委員が来ているのかという苦情も出るわけです。だから、そのあたりを農協さんと上手く話しをしていく必要があると思います。
議 長	それはご理解いただくほかないことですし、地元のことをしっかり教えて下さいと、こちらはお願いするしかありません。
7 番 小田委員	そのへんを、こちらから農協によく話を通しておく必要があるのではないのでしょうか。
議 長	地区によっては色々と難しい事情もあるかもしれませんが、分かる範囲内で、そういったやり方で、今度の調査のときには取り組んでください。
議 長	そしたら、この件はこういったことでよろしいのでしょうか。
議 長	はい。では、このあたりで締めたいと思います。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、続きとなりますが、私が前から申し上げている親元就農ですね。新規就農も大切ですが、まず1番に親元就農の条件整備ですね。北九州で出来るものも色々あるでしょうから、検討して支援してやって下さいということです。本当は、これは国の予算化の中で実行していただきたい問題です。こういうことで挙げていかないと問題になりませんし、細かいところから挙げていって国の問題として、これが今の青年就労給付金のように手厚い給付、毎年150万円貰えますが、研修期間が2年、実施期間が5年、合計7年間ですので、親元就農の方が7年間給付出来るような条件としたいと思います。これは意見として挙げておりますが、何年も続けられないと思います。</p>
議長	<p>それでは、この件についてはよろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>それでは、この件について、今あった意見を踏まえて、指針について承認を願いたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>それでは、議案第23号、北九州市西部農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、承認することに決定をいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第24号、平成30年度事業計画について、事務局の説明をお願いし</p>

	<p>ます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、ご説明をさせていただきます。これは毎年年度末に、翌年度1年間の事業計画を立案するもので、毎年行っております。内容につきましては7頁以降のとおりです。基本的には今年度までの事業計画を継承しておりますが、ご承知のとおり、西部農業委員会は昨年7月より、新しい制度に基づく新体制に移行しておりますので、その点を中心に、そして、いま議決していただきました、最適化の推進に関する指針の内容などを踏まえて、若干の修正を加えております。修正の箇所にはアンダーラインを引いておりますので、その点を中心に説明させていただきます。</p> <p>まず、6頁より、議案第24号、平成30年度事業計画について、平成30年度事業計画を次のとおり決定したいので、承認を求める。平成30年3月12日、北九州市西部農業委員会会長、久野善隆。</p> <p>頁をめくっていただいきまして、7頁、基本方針のところでございますが、上から4行目に「・農地利用最適化推進委員」という言葉を加えています。これは、いま申し上げた新しい制度となったこと、また西部では、農業委員及び推進委員が同じ立場で協力しながら、同じ職務に従事しているということを表すものです。</p> <p>その下の6行目から13行目まで、従前は、最適化を推進する法改正があります。西部農業委員会も新制度に移行します。そこでは最適化の推進に一層努めます、ということを書いておりました。国と西部の方針が混じった書きぶりだったのを、国の法改正の目的というものをまずこの4行で取り出しております。そして、その下の10行目から、北九州市西部農業委員会は、というところからですが、西部農業委員会としてより一層努めていくべき最適化推進の内容を、もう少し具体的に、「遊休農地の解消、認定農業者等の意欲ある担い手への農地の面的利用集積、農家子弟を含む新規就農者の増進等」と改めて記したものとなっております。</p> <p>また、その下の14行目、このため、市や北九州農業協同組合、農地中間管理機構等、とあるところ、農協は単にJAという言葉置き換えただけですが、新たに言葉として農地中間管理機構を加えております。その下に、3つの大きな柱として、1. 法令</p>

等に基づく業務活動、2. 地域農業の振興を図る分野の取り組み、3. 委員会組織の自己研鑽活動というものを挙げております。

その次に活動計画がございます。1. 法令等に基づく業務活動で、「農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定及び北九州市西部農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針などに基づき活動を推進する」としました。先に議決していただきました最適化推進指針を、西部農業委員会の活動の根拠となる規定の1つとして加えております。

それから(2)ですが、従前は、「農地パトロールの実施」だったところ、これに「農地利用状況調査」を加えています。これは、年2回の農地パトロールという書き方を以前はしておりましたので、上期下期の調査のほかに、普通は農地パトロールと呼ばれる年1回の農地利用状況調査、これも、分かっていることはではありませんが、書き方としてはちょっと今までは抜けたような形となっておりましたので、別に挙げております。それから、「農業委員・農地利用最適化推進委員による」という言葉を加えて、両者が同じお仕事をすることを明確にしています。

頁をめくっていただいて、8頁の(3)は遊休農地対策の推進です。(4)は担い手への農地の利用集積です。これは、法改正によって最適化推進業務は法令業務と位置付けられましたので、元々は9頁以降の2. 地域農業の振興を図る分野の取り組みというカテゴリーにあったのですが、「1. 法令等の基づく業務活動」にカテゴリーを変えました。

(5) 新規参入の促進については、最適化推進業務の大きな項目の1つですので、新しく項目を設けました。この中でも、「現実的に継続的な就農の可能性が最も高いと思われる農家子弟に対する働きかけを強化し、諸施策の活用の可能性を探っていくこととする」とし、平成30年度予算要望、また、最適化推進指針等との一貫性、会長が常々仰られていることとも一貫性を持たせた書き方をしております。これ以降の(6)、(7)は、番号ずれによる変更のみです。

それから9頁に移りまして、「2. 地域農業の振興を図る分野の取り組み」の中で、(3)「農業委員と農地利用最適化推進委員の地区担当制の役割と充実」についてです。この項は、従前は「農業委員と農地利用最適化推進委員の協力体制について」としてお

りました。ここは、従前は最初の段落で、新体制移行後、農業委員と推進委員が協力しながら対等の関係で職務に従事していくことを記していましたが、それを現在形といたしますか、「従事している」という形、実際にそれが出来ていて、これからもそうする、という言い方に変えています。

また、この項の3行目からですが、農業委員・推進委員の双方が実質的な担当地区を持つということを記しています。昨年段階ではこのあたりは不透明でしたので、推進委員さんの大きな担当区域のことだけを書いておりました。

同じ頁の(4)(5)は番号ずれです。(5)の「農林関係予算要望に向けた取り組みの推進」ですが、再来年度にあたる平成31年度の予算要望と時点修正しました。また、「遊休農地の解消、担い手への農地の利用集積等、農地利用の最適化の推進を図るにあたって、資金効率を踏まえた最も効果的な方策や強化すべきポイント」という文章を新たに付け加え、予算要望の内容をギュッと絞っていくという方針を反映させております。また、「①農家子弟に対する就農支援の強化」という項目を、これまでの予算要望や最適化推進指針の内容を踏まえ、新たに加えています。

次に10頁でございます。「3.委員会組織の自己研鑽活動」という大きな項目の中で、(2)の「農業に関する情報の提供」の③では、先月の総会で皆さまにお願いした農事組合長会長会への参加のお願いの内容を踏まえ、「そのため、各委員は積極的に農事組合長会議に出席するものとする。」という文章を加えています。

最後に、(3)の「農地台帳の整備・活用」では、「GISの活用を含めた情報」という文章を加えております。これは、先ほどから大庭副会長、会長のほうからも地図のお話が色々あったと思いますが、市の地図情報システムを利用しまして、農地情報の可視化、つまり、字図などの電子データ上に農地の所有者等の情報を載せていき、それを紙に打ち出すなりした上で、委員さんが現地活動に活用する、そういったことの検討も行うことを記しました。

これ以外にも、文章を修正した箇所はいくつかございますが、簡易な文言の修正等ということでご理解いただければと思います。平成30年度事業計画につきましては、以上のとおりとなります。

議 長	はい。事務局の説明が終わりました。これについて、皆さんから何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長	今度の計画も、新しい組織になったということで、事務方のほうで、アンダーラインを引いたところですが、新しいものを意見集約して上手に取りまとめていると思います。これにまた、何かもう少し書き加えたほうが良いようなことがあれば、皆さんかたらの意見をいただきたいと思います。
議 長	よろしいですか。
17番 安田委員	質問させていただいてよろしいでしょうか。
議 長	はい、どうぞ。
17番 安田委員	最後のところに、GISの活用を含めた情報の整備・活用という文章があるのですが、現在、農地ナビというものがありますよね。あれのことなのでしょうか。今の話では地図の情報ということでしたが、農地ナビと違うのであれば、こういった中身のものなのでしょうか。
事務局	はい。これは市の持つ字図の情報に、農業委員会の持つ農地の情報を載せていくというものになります。農地ナビについては情報が限定されていますので、こちらのほうは、必要に応じて必要な情報を載せていくという形になります。個人情報を含みますので、当然、農業委員会内で限定して運用していくものになります。



17番 安田委員	そういったものを整備していくということですね。
事務局	はい。
議長	はい。他に何かご意見はありませんか。
議長	よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	はい。それでは、議案第24号、平成30年度事業計画について、承認をすることに決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	はい、それでは承認ということで、決定させていただきます。
議長	それではご審議をいただきましたが、これで一般議案の議案審議を全て終了いたしました。
議長	その他の項目で、まず初めに、平成29年度下期農地パトロール調査結果について、事務局の説明をお願いします。

農地担当係長	はい、では説明させていただきます。お手許に平成29年度下期農地パトロール調査結果表があると思います。今回の農地パトロールの対象は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までに許可を出したものでありまして、その数は10件となっております。3月の1日と2日の2日間を利用しまして、若松地区、八幡地区のパトロールを実施しております。その結果、調査結果のところにございますように、各農地ともに転用目的どおりに使用、若しくは使用のための工事を実施中で、問題なく許可どおりに利用されているという結論に達しております。以上でございます。
議長	はい。事務局の農地パトロールについての説明が終わりました。これについて、皆さんからご質問があればお伺いしたいと思います。
議長	申請どおりに全てやられていたということで確認しております。よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	はい。それでは次に、農業者年金加入推進について、事務局の説明をお願いします。
事務局	はい。それでは農業者年金の加入推進について、説明させていただきます。実は、これまでも農業者年金の加入推進というのは毎年やっております。事務局のほうで加入推進名簿に挙げた方に対しては、お願いの文書や資料を郵便でお送りしてまいりました。今年度につきましては、これを委員の皆さまに、訪問などによって実施していただければと思っております。 お手許にクリップ留めをした資料があると思います。担当地区内に加入推進名簿の該当者が居らっしゃる委員さんについては、12人の方となりますが、別に、1番上に

そのリストと、その下に封筒を置かせていただいております。そうでない方については「農業者年金加入へのご案内」という案内文書をお配りし、その下にパンフレットなどを配置しております。

いま申し上げましたように、リストをお渡ししたのは12人の委員の皆さまですが、このリストの内容ですが、認定農業者の方、またその経営改善計画書の中で家族就農者として挙げられている方、それから青年就農給付金の受給者、これらの方のうち、20歳以上60歳未満の方で、農業者年金に未加入の方を地区ごとに挙げております。なお、年齢の基準につきましては、平成30年の10月1日としております。これらの方について、別添の依頼文、パンフレットなどを用いて、訪問などの上、年金への加入の勧奨を行っていただければと思います。勿論、年金にはメリットもあればデメリットもありますので、強要するとか、是非入れとかいうことではなく、こういうものがありますよということを知らしめていただきまして、興味を持った方には、こちらの事務局なり、JAなりに繋いでいただくと、こういったことを主眼にしていればと思っております。

なお、一部どこの農事組合か不明な方がいらっしゃるかもしれませんので、農地の場所などから割り振っている対象者の方がいらっしゃいます。この方はうちの地区ではないといった方がいらっしゃれば、お教えいただければ助かります。

いま申し上げましたように、勧奨を行った相手方から質問などがあれば、事務局の電話番号を伝えていただくか、委員さんからこちらまでご連絡いただければ、直ぐに対応いたします。また、お配りしたリストについてですが、生年月日まで入った少し詳しい内容のものとなっておりますので、お取り扱いにはくれぐれもご注意くださいようお願いいたします。

それでは、大変お手数ですが、どうぞよろしく願いいたします。

議長

はい。20歳から60歳未満ということで、この中に対象の方が何人かいらっしゃることもありますが、地元の方で知り合いの方に、まだ入っていない方がいらっしゃればお勧めいただきたいと思います。

大庭副会長	これは1つ気を付けていただきたいのが、農業をやっている方が農業者年金に入ったとしますよね。そういった方が途中で辞められて会社に就職して厚生年金に入りますよね。2万円の掛け金のうち1万円を国から補助金があると思いますが。
事務局	認定農業者の方とかですね。
大庭副会長	問題が認定農業者の関係ですからね。認定農業者の方が農業をしていて、先々になって農業を辞めて厚生年金に入ったりしますよね。そしたら、その1万円の補助金が、10年なら10年掛けたものがパーになりますよね。
事務局	掛けたものが無駄になることは無いのですが。
大庭副会長	自分で掛けた金額は無駄にはならないけど、国からの補助金は駄目になりますよね。
事務局	その場合はそうですね。
大庭副会長	その関係はやっぱりもう少し、段々農業をやっている方の経営規模が大きくなって、認定農業者になりますよね。それが何年かして農業をリタイヤして会社勤めをしたりすることもあります。その場合、10年掛けていたとしても、それがパーですよね。
22番 本田委員	それは、ある一定の年齢が来た時に貰えないということですか。
大庭副会長	自分が掛けた金額は貰えます。その代わりに、掛け金が2万円のところ1万円で済むのが、国から出るその部分の金額、1年間で12万円、10年間で120万円、それが

	<p>全部パーになるということですので。そういう関係は自分が会社を設立したときに分かったことであって、会社を設立しなくても、会社に勤める場合にはカットになるという話ですから、そういう関係も農家に詳しく話しておかないと大きな問題になると思います。ですから、メリットも良いけどデメリットも話しておく必要があると思います。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
大庭副会長	<p>委員の中でも、法人にされているところでは、そもそも農業年金に入れないと思います。</p>
事務局	<p>いま副会長が仰られたような内容がQアンドAにもありまして、国庫補助を受けている方がその対象外となった場合、補助金は将来年金として貰えるのですか、という設問に対して、その場合には国庫補助金は取り消されず、将来受給要件を満たせば年金として受給することが出来ます、とあります。つまり、この部分は将来的に20年要件を満たした上で、経営移譲などをされた場合、農業を止めた場合に、原則65歳以降受給出来ることとなります。</p>
大庭副会長	<p>経営移譲などをした場合に限って出来るけど、経営移譲などをしないと全然貰えないということですね。</p>
事務局	<p>そういうことになります。</p>
大庭副会長	<p>メリットの関係もあるけど、デメリットのこともキチンと話しておく必要がありますね。何故かというと、過去に年金問題で大きなトラブルがありました。それで自分たちの年代は、殆どが農業者年金に対してアレルギーを持っています。掛けた金額以下</p>

	にしか受け取っていませんからね。
事務局	そうですね。旧制度については問題があったのは事実ですし、ただ、新制度の年金については確定拠出型年金ですので、基本的にはそう損をすることはないと思いますが、アレルギーを持っている方は大勢いらっしゃると思います。
大庭副会長	そういう関係も過去にありますし、皆さんも勧める場合は、ある程度は特にデメリットを伝えておく必要があると思います。昔から比べると、運用率は良くなっていると思いますが。
議長	はい。そういったデメリットも、今度農業委員会から勧めて加入するという方には、デメリット一覧表なんかも作ってあげてください。将来的に、聞いていなかったというようなことも言われることがあるかもしれません。細かいところまでは見ませんので、こういうところだけは注意して下さいようなところ、いま副会長が言われたことですね、そういう想定外なところもあります。  皆さんのお手許に、地区の想定される方の説明資料等が封筒に入れられていますので、それをそれぞれの方に、委員さんの各地元の方ですから手渡しして、どうぞお願いします、という形で勧めていただければと思います。
事務局	それでは、この件についてはよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	はい。それでは、次に、農業委員活動記録簿について、事務局の説明をお願いします。

はい。それでは活動記録簿の様式の変更について説明させていただきます。昨年12月の総会の際に、皆さんに、平成30年分の活動記録簿セットと集計表のコピー1年分をお配りし、毎月の総会で集計表のコピーのほうを提出していただくようお願いしております。

この活動記録簿の様式は、平成28年分から大きく変わっております。以前のものから、とても分かり難くなったというご意見を多数いただいております。私のほうでも、2年前、この様式を受け取って直ぐに、県の農業会議に色々と質問をし、改善を要望したりもしました。本部のほうにも上げていただくとのお言葉をいただいていたのですが、結局、何も変わっていないというものです。とても使い難いと思います。

ただ、そうはいつても、この活動記録簿は西部農業委員会としてこういう活動をしていきますということをお国に報告する基礎となるものですし、次期の委員の評価の際の重要な資料ともなるものです。会長から、その大本となるものが曖昧なままといいわけにはいかないというご指摘と、集計表を修正するようという指示をいただいておりますので、今回、集計表の様式を、当方で若干修正しました。その内容を説明したいと思います。

まず、件数を書く欄なのですが、今までのものと比べまして、1番左端の1ヶ所に集約しました。ちょっと色が掛かっているところです。ここには、その1日の中で色々なお仕事をされたとして、その合計が半日程度であれば△を、1日相当であれば○を記載してください。そして、その右側の欄はお仕事の種類となっておりますので、該当するものにチェックを入れてください。このチェックは代表的なものだけでも構いませんし、複数につけていただいても構いません。1日のお仕事の総量は、どちらの場合でも同じになるような処理をいたします。

いま申し上げたお仕事の内訳、チェックを入れる場所なのですが、以前の様式にあった項目全部を、2段目の「具体的な活動類型※付則説明」というところに入れております。あと、それ以外に付け足したものを参考として入れております。皆さんには、この基準に合わせて記載していただきますが、ここに無いもので、判断に迷われるようなものがある場合はお尋ねください。そういった情報はどんどん書き足して、皆

	さんが同じ基準で記録を付けていけるようにしていきたいと思います。よろしく願いします。
大庭副会長	農事組合長会議に出席した場合は「総会、部会等への出席」の欄で良いですね。
事務局	その場合はちょっと違いまして、第2項に「担い手への農地の集積・集約化」という項目がありますが、その6番になります。
大庭副会長	確かにそう書いてありますね。そうしたら、認定農業者関係の会合への出席はどうなりますか。
事務局	その関係は、いまの項目の1から3までのところに、内容に応じて振り分けていただければと思います。
議長	<p>私も、今まで書いていた内容と変わって、自分が何に行ったとか、例えば「農業一般」というところ、その1番右端の5番の「その他（農政事務所・水利組合等関係含む）」というところで、農政事業、制度等、それから活用全般、地域行事、これは農委委員として出席したもの、それから地元水利組合関係の会議に出たとかそういったものを、もうちょっと皆さんの活動に当て嵌まるようにということで、活動項目という欄の下に書き加えてもらっています。この範囲内でなおかつ分からないものについては、事務局にどこに入れるのか相談していただきたいと思います。</p> <p>下の欄にはかなり具体的に書いています。活動記録簿の本体には横に備考欄がありまして、1年分の備考欄も全て書き込んだものを事務局に渡して、どこに当て嵌まるのか、当て嵌まる場所にチェックを入れて欲しいということをお願いしました。その中で、具体的に分かるように、こういう活動ですよというものを書いていただいて、作ってもらったものがこれです。まだ他にあるのかもしれませんが、そういったもの</p>



	<p>があれば、事務局に、これはどこに入れるのかということを確認していただきたいと思います。</p> <p>これは項目がいっぱいありますので、細かいところを質問されると時間が足りませんので、こういった内容で一度書き込んでいただいて、分からないところがあれば、その都度事務局に質問をしていただきたいというふうに思います。</p> <p>前期から引き続かれています委員さんで、大体分かっているようでも、私も実際に書き込んでみると分からないところがかなりありましたし、皆さんも、どこに書くのか迷われることが多々あったと思います。それで、こういうふうな補足資料を事務局に言って作ってもらいました。</p> <p>これは元々国が、ポンとこういう書式を書いて、「はい、全国一斉にどうぞ」と示したものです。そして今までの農業委員会活動を全く無視したような形で、農地集積に物凄く偏ったような書き方になっています。日頃の、地元の〇〇さんから、田圃を人に貸したけどなかなか返してくれないとか、そういった相談とかも色々ありますが、それがどこに入るのか、といったことが具体的に、少しでも分かるように補足説明を加えています。それでもなお、分からないところがあれば事務局に言っていただきたいと思います。ともかく、国がポンと事務方のほうで変えていますので、現場の方は分かり難いと思います。それが分かるようにということで訂正していますので、それを見て、1度書いてみてください。そして分からないところは事務局に尋ねてください。</p>
議長	それでは、活動記録簿についてはよろしいでしょうか。
15番 松尾委員	この様式はいつから使うのでしょうか。
事務局	次回提出の分から変えていただければと思います。
議長	それでは最後に、第10回北九州市西部地域農業振興大会の開催について、この件に

	ついて説明をお願いします。
事務局	はい。先月の総会でもご案内いたしましたがお手許のJAからの案内文にありますとおり、毎年この時期に開催されている北九州市西部地域農業振興大会が、今年は明日、13日火曜日10時からの予定で、北九州ハイツにて行われます。参加可能な方は是非ご出席いただくようお願いいたします。以上です。
議長	はい。これは毎年、北九州ハイツで開催されているものです。地元農家の色々な先進的な取組、活動の発表などですね。特に若手の方の取組み内容の発表などもあります。県農林の若手などはなかなか説明も上手で、割りと面白いといえますか、行く度に感心するような内容もあります。是非とも皆さん方にご参加いただきたいと思います。毎年、結構農業委員さんは参加していただいております。各農事組合長会でこれの参加については説明していますので、地元の方もたくさん行かれると思います。
議長	振興大会の開催についてということですが、これについてはよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは、事務局から他に連絡事項等はありませんか。
事務局次長	特にありません。
議長	今日はございませんか。
事務局次長	はい。

議 長	それでは、皆さん方から何か意見があればお伺いしたいと思います。
議 長	特になければ、これ以上すると17時になりますので、ここで終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	はい。それではこれもちまして、本日の第10回総会を終了いたします。本日は大変長時間、ご苦勞様でした。